

中小事業者等に対する固定資産税・都市計画税の軽減のお知らせ

▶ 問合せ 役場税務課

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等に対して、3年度の事業用家屋および償却資産に対する、固定資産税・都市計画税の軽減を行います。

※**来年度(3年度)**の固定資産税・都市計画税が**軽減**されるもので、今年度(2年度)の固定資産税・都市計画税が軽減されるものではありません

1 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響で、**事業収入が減少している**中小事業者・中小企業者

事業収入が減少している

- 令和2年2～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、
- ① 前年同期比 30% 以上 50% 未満減少の場合
➡ 1/2 軽減
 - ② 前年同期比 50% 以上減少の場合
➡ 全額免除

中小事業者・中小企業者

- 常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人
 - 資本金の額または出資金の額が 1 億円以下の法人
 - 資本または出資を有しない、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人
- ※ ただし、大企業の子会社等は対象外

2 軽減対象

- ① 事業用家屋および設備等の償却資産に対する固定資産税
 - ② 事業用家屋に対する都市計画税
- ※ 事業用であっても土地は軽減の対象となりません

3 申請方法

【認定経営革新等支援機関等】の確認を受けて、3年1月4日～31日(予定)の間に、役場税務課に必要書類とともに申請してください。(郵送可)

※ 認定経営革新等支援機関とは、国が認定する支援機関であり、商工会や金融機関、税理士等が認定されています

4 必要書類

- ① 申告書(役場提出時には認定支援機関等の確認印が必要) ※ 原本
申告書様式は町ホームページよりダウンロードしてください
- ② 事業収入の減少がわかる資料
- ③ 特例対象家屋の居住用・事業用割合がわかる資料

※ 詳しくは、町ホームページまたは中小企業庁ホームページをご覧ください



町ホームページ



中小企業庁
ホームページ